

町県民税の申告 - 3月の日程 -

☎ 町民税務課 税務係 (内線 1302)



3月の申告相談の日程は
下記のとおりです。

3月

▼申告相談の日程

日程	対象地区
1日(火)	山木屋 (6・7・甲8・乙8・9区)
2日(水)	小神
3日(木)	飯坂 (入組・屋組・大木戸・峠・成栗・萩平・砂田)
4日(金)	飯坂 (上記以外)
7日(月)	川俣 (賤ノ田・東大清水)
8日(火)	川俣 (仲ノ内・大作・小作・新中町方面)
9日(水)	川俣 (本町・中島・壁沢・倉ヶ作・大内方面)
10日(木)	川俣 (鉄炮町・瓦町・日和田・池ノ入方面)
11日(金)	川俣 (八反田・五百田・宮赤・中丁方面)
14日(月)	予備日
15日(火)	予備日

- ・受付時間 午前9時～11時・午後1時～4時
- ・申告会場 中央公民館裏の駐車場に設置した仮設会場

ひと口防災メモ Part.5

～住宅の防火対策～

昨今の住宅の省エネ化にともなう、建物の高断熱、高気密化によって、室内火災が起きた際、フラッシュオーバーと言われる急速な燃焼が多くみられるようになってきました。また、住宅内の個室化によって火災発生時の音、においなどの異変にも気づきづらくなっています。昔の建物であれば隙間から漏れてきた煙の異臭や、何かが燃えるパチパチという音で火災に気づき、戸をけり破り避難すれば助かったのですが、最近の建物ではそうしたことができなくなってきました。

そんな中、自分でできる防火対策の第一は「住宅用火災警報器」の設置です。設置により火災の感知が早くなり、その分、避難や初期消火が素早く行えます。

また、防災処理をしたカーテン等の設置により、急速な燃焼を抑えることができます。

火災は思いがけないときに起こります。一度、家庭内で防火対策について話し合ってみてください。



中央公民館



☎ 中央公民館 (TEL565-2434)

中央公民館休館のお知らせ

中央公民館は、毎月第3土曜日(3月は19日)、定期清掃のため、午後5時まで休館します。図書室は、終日休室です。

おはなしのへや

楽しい絵本がいっぱい「おはなしのへや」に、ぜひいらしてください。

- ・日時 3月26日(土)
午前10時30分～
- ・場所 保健センター
- ・対象者 幼児(保護者同伴)
- ・内容 絵本の読み聞かせ等



羽山の森美術館

入場無料

「美術館収蔵品展」

開催中! ぜひご覧ください!

4月3日(日)まで!

午前10時～午後4時 Tel566-3367

月曜日休館(祝日の場合は翌日)



すみよし保育園臨時職員募集

☎ 川俣町社会福祉協議会 (Tel 565-3761)

- ・募集人数 臨時保育士 若干名
- ・雇用期間 平成28年4月1日～
平成29年3月31日
- ・勤務条件 月～土曜日、午前7時～午後7時
(1日7時間45分、平均週5日の交代勤務)
- ・必要資格 保育士免許のある方、または平成28年4月までに取得見込みの方
- ・選考 書類選考と面接により決定します
- ・待遇 川俣町社会福祉協議会の規定による
- ・申し込み 市販の履歴書用紙に記入の上、免許証の写しを添えて、3月18日(金)までに、川俣町社会福祉協議会(いきいき荘)へ提出してください。

行政

子育て支援課を設置します！

☎ こども教育課 子育て支援係（内線 2004）

町教育委員会は、子育て支援の拡充を目的に、事務局組織である「こども教育課」を、4月から「学校教育課」と「子育て支援課」に改編します。

改編により、現在「子育て支援係」で行っている業務等につきましては、「子育て支援課」において、また、現在「学校教育係」で行っている業務等については「学校教育課」において行うこととなります。子育て支援の更なる充実を目指していきますので、みなさんのご理解、ご協力をよろしくお願いします。

なお、子育て支援課の詳細は、「広報かわまた4月号」に掲載します。

今月の行政相談

☎ 総務課 文書広報係（内線 1104）

- ・日時 3月8日(火) 午後1時30分～午後4時
 - ・場所 中央公民館 第1展示研修室
- ※神野幸一相談委員（Tel 566-3978）、斎藤幸子相談委員（Tel 566-4020）の電話でも随時受け付けています。

国際理解出張講座の開催

☎ 企画財政課 企画調整係（内線 1202）

川俣町国際交流協会では、他国の文化や国際化について理解を深めるために、国際理解出張講座を開催します。参加費は無料ですので、お気軽においでください。

- ・日時 3月12日(土) 午後1時30分～3時
- ・場所 鶴沢公民館
- ・講師 ふくしま多文化共生サポーター 大高ウマ氏
- ・内容 ネパールに関する講座
- ・申し込み 3月10日(木)までに、標記担当へ電話等で申し込みください。

※駐車場が満車の場合、リオンドールさん、またはツルハドラッグさんの駐車場の、公民館側をご利用ください。



税関係

軽自動車の名義変更はお済みですか？

☎ 町民税務課 税務係（内線 1303）

軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者に対して課税されますので、4月2日以降に廃車の手続きをしても、その年度の税金は納付していただくことになります。軽自動車等を世帯内の人や他人に譲渡しているときは、名義変更の手続きをしてください。また、廃車しているときは、廃車の手続きをしてください。

- ・届出は次のとおりです。

車種	手続き場所	持参するもの
◆原付バイク 125 cc以下	役場町民税務課 ※住所変更、名義変更及び廃車の場合は、税務係（中央公民館1階）までおいでください。	◎所有者及び手続きをする人の印鑑（名義変更する場合は、新しい所有者の印鑑も必要です。） ◎標識交付証明書または自賠責保険証 ※廃車の場合は、上記のほかにナンバープレートを持参してください。
◆オートバイ 125～ 250 cc以下	全国軽自動車協会 連合会福島事務所 Tel 024-546-2577	◎所有者及び手続きをする人の印鑑（名義変更する場合は、新しい所有者の印鑑も必要です。） ◎自動車検査証または届出済証 ◎住民票
◆軽自動車 四輪貨物 四輪乗用	軽自動車検査協会 福島事務所 Tel 050-3816-1837	◎自動車検査証または届出済証 ◎住民票
◆オートバイ 250 ccを 超える	東北運輸局福島運 輸支局 Tel 050-5540-2015	◎所有者及び手続きをする人の印鑑（名義変更する場合は、新しい所有者の印鑑も必要です。） ◎自動車検査証または届出済証 ◎住民票 ※廃車の場合は、上記のほかにナンバープレートを持参してください。

※車種や手続き場所により取り扱いや持参するものが違う場合がありますので、あらかじめ電話等で確認のうえ、手続きを行ってください。

普通自動車の手続きも忘れずに！

普通自動車の登録（移転・変更・まっ消）についての問い合わせ先は、次のとおりです。

- 登録手続き 東北運輸局福島運輸支局（福島市吉倉字吉田 54 Tel 050-5540-2015）
- 自動車税納税通知書の送付先変更等 福島県北地方振興局県税部 課税第2課（福島市中町1-19 中町ビル6階 Tel 024-523-0051）